

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) たけべあらたあばしりしれんごうこうえんかい

1 政治団体の名称 武部新網走市連合後援会

2 主たる事務所の所在地 網走市南4条東5丁目

3 代表者の氏名 (姓) (名)
新谷 哲也

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
瀬川 洋二

事務担当者の氏名 (姓) (名)
廣川 潔

(電話) 0152-44-8193

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

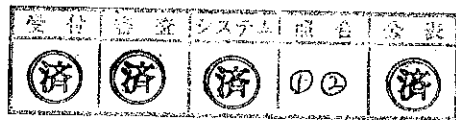
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名)
の氏名	武部 新
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,742,344
(前年からの繰越額)	8,174,344
(本年の収入額)	3,568,000
支 出 総 額	3,333,826
翌年への繰越額	8,408,518

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	202,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,366,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,568,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	3,568,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
1	遠藤 隆也	10,000	R3/1/8	網走市南2条東2丁目	なし		
2	遠藤 隆也	10,000	R3/2/24	網走市南2条東2丁目	なし		
3	遠藤 隆也	10,000	R3/3/22	網走市南2条東2丁目	なし		
4	遠藤 隆也	10,000	R3/4/27	網走市南2条東2丁目	なし		
5	遠藤 隆也	10,000	R3/5/10	網走市南2条東2丁目	なし		
6	遠藤 隆也	10,000	R3/6/24	網走市南2条東2丁目	なし		
7	遠藤 隆也	10,000	R3/7/27	網走市南2条東2丁目	なし		
8	遠藤 隆也	10,000	R3/8/26	網走市南2条東2丁目	なし		
9	遠藤 隆也	10,000	R3/9/24	網走市南2条東2丁目	なし		
10	遠藤 隆也	10,000	R3/10/12	網走市南2条東2丁目	なし		
11	遠藤 隆也	10,000	R3/11/26	網走市南2条東2丁目	なし		
12	遠藤 隆也	10,000	R3/12/9	網走市南2条東2丁目	なし		
13	(小計)	120,000					
14	長岡 姫子	30,000	R3/6/10	網走市南4条東5丁目	なし		
15	長岡 姫子	30,000	R3/12/23	網走市南4条東5丁目	なし		
	こ の 頁 の 小 計	180,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
16	(小計)	60,000					
17							
	この頁の小計	0					
	その他の寄附	22,000					
	合計	202,000					

(その7)

(7) 寄付の内訳										寄付者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	3	8	0	0	0	0	令和3年 1月29日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	6	8	0	0	0	0	2月26日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			5	9	8	0	0	0	0	3月31日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	4月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	5	0	0	0	0	5月31日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	8	1	0	0	0	0	6月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	7月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	8月31日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	9月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	10月29日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	11月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
自由民主党北海道第十二選挙区支部			2	4	8	0	0	0	0	12月30日	北見市とん田東町603-1	武部 新	
この頁の小計			3	3	6	6	0	0	0				
その他の寄付													
合計			3	3	6	6	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,320,000	0	
(2) 光 熱 水 費	250,186	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	471,296	0	
(4) 事 務 所 費	1,131,076	0	
小 計	3,172,558	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	161,268	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	161,268	0	
合 計	3,333,826		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	灯油使用料	17,412	R3/1/21	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
2	灯油使用料	29,784	R3/2/24	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
3	灯油使用料	26,710	R3/3/23	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
4	灯油使用料	24,626	R3/4/20	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
5	灯油使用料	18,338	R3/5/24	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
6	灯油使用料	10,245	R3/6/21	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
7	電気料金	19,081	R3/11/29	北海道電力 (株)	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
8	灯油使用料	10,100	R3/12/23	北日本石油 (株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 ヒューリック蛸殻町ビル	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	156,296				
	その他の支出	93,890				
	合 計	250,186				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務機器リース料	16,416	R3/1/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
2	事務機器リース料	16,416	R3/2/8	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
3	事務機器リース料	16,416	R3/3/8	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
4	事務機器リース料	16,416	R3/4/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
5	事務機器リース料	16,416	R3/5/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
6	事務機器リース料	16,416	R3/6/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
7	封筒印刷	13,200	R3/6/30	(株) 北研社	網走市南3条西3丁目	
8	事務機器リース料	16,416	R3/7/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
9	事務機器リース料	16,416	R3/8/10	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
10	事務機器リース料	16,416	R3/9/7	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
11	空気清浄機	26,499	R3/9/22	(株) ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
12	ウィルスバスター	12,320	R3/9/28	トレンドマイクロ (株)	東京都渋谷区代々木2-1-1	新宿マインズ タワー
13	事務機器リース料	16,416	R3/10/7	三菱HCビジネスリース (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
14	事務機器リース料	16,416	R3/11/8	三菱HCビジネスリース (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
15	事務機器リース料	20,064	R3/12/7	三菱HCビジネスリース (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
	この頁の小計	252,659				
	その他の支出	218,637				
	合 計	471,296				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電話リース料	15,984	R3/1/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
2	事務所借り料	55,500	R3/2/12	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
3	電話リース料	15,984	R3/2/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
4	事務所借り料	55,500	R3/2/26	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
5	政治資金監査報告書代	40,000	R3/3/10	西田 勝雄	北見市美芳町9丁目6番20号	
6	電話リース料	15,984	R3/3/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
7	事務所借り料	55,500	R3/4/12	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
8	事務所借り料	55,500	R3/4/30	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
9	電話リース料	15,984	R3/5/13	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
10	電話リース料	15,984	R3/5/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
11	事務所借り料	55,500	R3/6/10	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
12	電話リース料	15,984	R3/6/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
13	事務所借り料	55,500	R3/6/30	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
14	電話リース料	15,984	R3/7/26	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
15	事務所借り料	55,500	R3/8/2	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
	この頁の小計	540,388				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	電話リース料	15,984	R3/8/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
17	事務所借り料	55,500	R3/9/10	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
18	電話リース料	15,984	R3/9/27	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
19	事務所借り料	55,500	R3/10/1	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
20	電話リース料	15,984	R3/10/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
21	事務所借り料	55,500	R3/11/24	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
22	電話リース料	15,984	R3/11/25	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
23	電話料金	22,524	R3/11/25	NTTファイナンス(株)	仙台市宮城野区原町6丁目	
24	電話料金	12,208	R3/11/25	NTTファイナンス(株)	仙台市宮城野区原町6丁目	
25	事務所借り料	55,500	R3/11/30	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
26	電話リース料	15,984	R3/12/27	NTT・TCリース(株)	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 武蔵小杉タワープレイス	
27	事務所借り料	55,500	R3/12/27	長岡 姫子	網走市南4条東5丁目	
28						
	この頁の小計	392,152				
	その他の支出	198,536				
	合 計	1,131,076				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	対策費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	レタックス料	15,100	R3/1/29	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
2	レタックス料	16,308	R3/2/26	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
3	レタックス料	16,308	R3/3/31	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
4	レタックス料	16,912	R3/4/30	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
5	レタックス料	11,476	R3/5/31	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
6	レタックス料	15,704	R3/7/30	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
7	レタックス料	13,288	R3/8/31	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
8	レタックス料	15,100	R3/10/1	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
9	レタックス料	15,100	R3/10/29	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
10	レタックス料	10,872	R3/12/20	網走郵便局	網走市南4条東3丁目	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	146,168				
	その他の支出	15,100				
	合 計	161,268				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3月 11日

政治団体の名称 武部新網走市連合後援会

会計責任者の氏名 瀬川 洋二



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年3月9日

武部 新 網走市連合後援会
代表 新谷 哲也 殿

登録政治資金監査人 西田 勝雄
登録番号 第430号
研修終了年月 平成21年1月20日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、武部新網走市連合後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、武部新網走市連合後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

武部新網走市連合後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上